

第 2 次 宝 塚 市 GIGA スクール推 進 計 画

～ICT 機器を最大限に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に向けて～

(案)

令 和 6 年 (2024 年) 月

宝 塚 市 教 育 委 員 会

も く じ

第1章 第2次 宝塚市 GIGA スクール推進計画について	1
第1節 第2次 宝塚市 GIGA スクール推進計画の策定に当たって	1
第2節 本市における学校教育の情報化の現状と課題	2
1 現状	2
2 全国学力学習状況調査等の調査結果より	2
3 推進体制の課題	2
4 教育情報化の課題	2
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	2
(2) 児童生徒の多様性に応じた教育機会の充実	3
(3) 情報モラル教育の充実（デジタルシチズンシップ）	3
(4) 教員サポート体制の充実	3
(5) デジタル化による校務の効率化	3
(6) ICT 教育推進体制の再構築	3
(7) ICT 環境の整備	4
第2章 教育情報化における基本的な考え方	5
第1節 基本的な考え方	5
1 個別最適な学びと協働的な学びの充実による児童生徒の資質・能力の向上	5
2 教職員の指導力の向上	5
3 ICT の環境整備	5
4 学校における働き方改革と組織・体制	6
5 計画期間	6
第2節 学校教育の情報化を推進する4つの基本方針	7
1 基本方針1 ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成	7
(1) 情報活用能力の育成	7
(2) 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善	7
(3) 児童生徒の多様なニーズへの対応	8
(4) 情報モラル教育の充実	8
(5) 学びの保障	8
(6) カリキュラム・マネジメントの充実	9
(7) ICT 活用における健康面への配慮	9
2 基本方針2 教員の ICT 活用指導力の向上	9
3 基本方針3 ICT を活用するための環境の整備	10
4 基本方針4 ICT 推進体制の整備と校務の改善	10
(1) 校長のリーダーシップ	10
(2) ICT 推進体制の再構築	10
(3) 教員の働き方改革	11
第3節 計画の進行管理	12
その他	13

第1章 第2次 宝塚市 GIGA スクール推進計画について

第1節 第2次 宝塚市 GIGA スクール推進計画の策定に当たって

Society5.0 時代が到来し、デジタル化の更なる進展や技術革新により、予測困難で変化の激しい時代となる中、子ども達が、いつでも、どこでも、誰とでも自分らしく学び、自らの可能性を最大限に発揮しながら、多様な幸福を実現できるよう、デジタル技術を基盤に新たな教育を創造していくことが求められています。

こうした中、本市では令和3年(2021年)12月に「ICTによる新たな学びの実現」、「学校における ICT 活用の促進」、「教員の ICT 活用による指導力の向上」を基本方針とした「宝塚市 GIGA スクール推進計画」(以下「当初計画」という。)を策定しました。

そこで当初計画に基づき、一人一台のタブレット端末を配備するとともに、クラウドを活用した高速ネットワーク環境を整備するほか、校務支援システムの充実による教職員の業務の効率化に取り組むなど、ICT 環境の整備を積極的に進めてきました。

一方、全国学力学習状況調査によると、授業での ICT 機器の活用状況では、小学校、中学校ともに兵庫県、全国のいずれの平均値も下回る結果となり、授業や校務での ICT 機器の有効かつ効果的な活用が不十分であったことが分かりました。

これまでの取組を振り返り、本市における GIGA スクールを推進する上での課題を整理した上で児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実するため、学校教育の情報化を着実に進めるよう、第2次宝塚市 GIGA スクール推進計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

第2節 本市における学校教育の情報化の現状と課題

1 現状

国では、全国学力学習状況調査等において、学校における ICT 機器の活用実態の調査が行われ、各自治体には、当該市区町村及び都道府県単位での数値が公表されていましたが、本市では十分な分析を行わず、その結果、教員の ICT 活用能力の把握や計画の進捗管理ができていませんでした。そのため、これまでの国の調査結果の分析と令和5年(2023年)12月に実施した市立学校の教員を対象としたアンケート調査の結果から課題の整理を行いました。

2 全国学力学習状況調査等の調査結果より

小学校6年生と中学校3年生を対象として実施している全国学力学習状況調査の質問紙において、「授業で ICT 機器をどの程度使用しましたか」の質問に対して「ほぼ毎日」と「週3日以上」と回答した割合が令和4年度、令和5年度ともに県、国と比較するとその差は大きく、本市の活用状況が極めて低いことが分かります。

また、令和5年(2023年)12月に実施した市立学校の教員を対象とした活用実態のアンケート調査の結果では、半数の教員が週3回は使用しており、半数の教員が週1回以下の活用状況であったことも分かりました。

この調査結果から分かったことは、全国平均を上回る学校があることや、学校内であっても毎時間使用している教員と使わない教員がいることも分かり、学校間格差や学級間格差があることも明らかになりました。

3 推進体制の課題

本市における教育情報化を計画的かつ組織横断的に推進することを目的として、教育長をはじめ、教育委員会事務局の部長、室長及び情報担当校長等で構成する「宝塚市教育情報化推進本部」を設置しましたが、令和3年度の当初計画策定時に開催したものの、その後は開催することなく、機能することがありませんでした。

また、推進本部内には「GIGA スクール活用部会」と「オンライン授業推進検討部会」を設置しましたが、TGS(宝塚市版 GIGA スクール)リーディング・プロジェクト校を指定し、一定の成果はありましたが、その成果が他校へ展開することなく、さらに全市的な進行管理も不十分でした。

4 教育情報化の課題

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

ICT の活用により、学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、全ての教員が各教科等において育成する資質・能力を理解した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り

組まなければなりません。

また、ICT を積極的に活用するためには、全ての教員が ICT を活用して指導する力を身に付ける必要があり、教育委員会が実施する研修会のほか、各学校における事例研修をはじめとする実践的な研修などが授業力の向上に大きな役割を果たすため、様々な研修の機会が必要となります。

(2) 児童生徒の多様性に応じた教育機会の充実

多様化する児童生徒に対して、ICT を活用することで、教育機会の確保や学びの困難さの軽減に向けた取組を推進するとともに、その児童生徒への教育機会の充実を図ることが求められています。

(3) 情報モラル教育の充実（デジタルシチズンシップ）

児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、犯罪被害及び犯罪加害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用するための指導は、学校教育の情報化の基盤にもなります。そのため、情報社会において適切な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラル及び情報活用能力を各教科等の指導の中で育成するとともに、児童生徒にタブレット端末の適切な扱い方や使用のルールを指導し、保護者等とも共通理解を図ることが求められています。

(4) 教員サポート体制の充実

ICT を特定の教科や場面のみで活用するのではなく、学習過程のあらゆる局面において、ICT の特性を最大限に生かして活用することが重要です。参考となる事例を広く周知するなど、ICT の活用イメージを具体的に共有していくことが重要です。

そのためには、ICT 機器の活用が苦手な教員に対し、ICT 推進員や担当する指導主事を派遣するなど、技術的な助言や授業支援を充実させなければなりません。

(5) デジタル化による校務の効率化

学校が抱える課題が複雑・困難化する中、教員の時間外勤務が深刻化しています。そのため、教員が子どもに向き合う時間が削られるだけでなく、授業準備にも影響が出ています。教員が一人一人の子どもに向き合う時間を確保するため、より一層の校務事務の効率化を図ることが求められています。

(6) ICT 教育推進体制の再構築

効果的に ICT を活用することは、教員の働き方改革にも関係するものですが、GIGA スクール推進計画を進めるために ICT 教育担当の教員に負担が集中することがないよう組織的な対応

が必要です。また、教育委員会が各学校の管理職や教員を支援する体制の構築も重要で、教育委員会と学校、教員が連携して本計画を推進していくことが求められています。そのためには、宝塚市教育情報化推進会議の主体的な活動が必要となります。

(7) ICT 環境の整備

全ての児童生徒及び教員が、学校における ICT を日常的に活用できるよう学校の ICT 環境の整備が必要です。本市では、GIGA スクール構想により整備した児童生徒一人一人にタブレット端末を配布し、ネットワークを通じてクラウド上のデータやサービスを活用することを前提に進めています。児童生徒や教員が快適にインターネットにアクセスできるよう、既存のネットワーク環境の通信速度等の改善を進めるとともに、ICT 機器を効果的・効率的に活用できるよう環境整備も求められています。

第2章 教育情報化における基本的な考え方

第1節 基本的な考え方

1 個別最適な学びと協働的な学びの充実による児童生徒の資質・能力の向上

学習指導要領では、児童生徒の発達段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基礎となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることとしています。

そのためには、ICT環境を最大限に生かし、児童生徒の多様なニーズに応じてICT機器を活用し、必要な情報を主体的に収集・判断ができるよう「個別最適な学び」を充実するとともに、探究的な学びや体験活動などを通じて子ども同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、様々な他者を価値のある存在として尊重し、ともに支えあい、社会の担い手となることが出来るよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することが重要です。

2 教職員の指導力の向上

学習指導要領の下、各教科等の指導を通じて育成を目指す資質・能力を着実に育成するに当たっては、ICT環境を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことが重要です。

本市では、教員の研修が不十分であったり、教員によってはICT利活用のノウハウが不足しているなど、学校ごとや学級ごとでも利活用に差がみられます。教員が子どもたちと共にデジタルに慣れ親しみ、使いこなし、適応していくとともに、それぞれが個に応じてデジタル活用のスキルを向上させていかなければなりません。

3 ICTの環境整備

現在の子ども達は、生まれながらにICTの恩恵を受けて育っている「デジタルネイティブ」ともいえる世代であり、鉛筆やノートのような文房具と並ぶマストアイテムとして、1人1台端末の配置を実現してきました。

GIGAスクール構想により整備された1人1台端末は、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを活用することを前提としていることから、本市では令和4年度中にクラウドの活用を進めました。

今後も引き続き、ICT環境の整備を推進していくことが求められています。

4 学校における働き方改革と組織・体制

令和3年(2021年)12月に文部科学省が公表した「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果によると、教職員の時間外勤務は、平成30年度(2018年度)以降、一定程度改善傾向にあり、学校における働き方改革の成果が着実にしつつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き、取組を加速させていく必要があります。

ICTを活用して成績処理などの事務作業の負担軽減を図ることや、勤務時間管理を徹底することなども含め、デジタルを活用した学校の働き方改革を一層推進する必要があります。

GIGAスクール構想は学校の働き方改革にも有効であると考えられていますが、ICT担当教員1人のみに負担が集中していることや、学習者用端末の管理等に関して業務量が増えているといった指摘があります。また、教育委員会におけるICT教育の推進体制が十分ではなく、学校や教職員に対する支援が行き届いていない状況があります。

5 計画期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和7年度(2025年度)までの2年間とします。ただし、計画期間中であっても、法改正、社会状況の大きな変化などにより大幅な変更が必要となる事象が生じた場合は見直しを行います。

第2節 学校教育の情報化を推進する4つの基本方針

教育情報化の現状と課題に対応するため、以下の4つの基本的な方針を定めることとします。

Ⅰ 基本方針Ⅰ ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

(1) 情報活用能力の育成

児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするためには、学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けている情報活用能力の育成に取り組みます。また、当該能力の着実な育成のためには、情報活用能力の育成状況について教育委員会が正確に把握できるようにすると同時に、各学校が情報活用能力育成の観点からカリキュラム・マネジメントを行います。

ただし、学校間、学級間で情報活用能力の育成に差が生じないよう、研修や個別の支援を行うなど、教員の指導力向上に向けて全市的な底上げも図ります。

【具体的な取組】

- ① 情報活用能力育成に関する計画を策定し、計画に基づいた学習活動を実施します。
- ② 各校の ICT 教育推進担当による情報交換の場の構築と運用
- ③ 引き続き、モデル校 (TGS リーディング・プロジェクト校) を指定して実践的な研究と研究結果の共有
- ④ 自主研修会の促進と成果の共有

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

ICT を積極的に活用し、全ての子ども達の可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていきます。

多様で大量の情報が取り扱えるのみならず、時間・空間の制約を超えることができるなどの ICT の特性・強みを生かし、端末を日常的に活用することで、児童生徒自身が、ICT を新たな学びのツールとして自由な発想で適切に活用できるよう指導します。

そのため、ICT を活用する学校間、学級間の差を縮小させるため、活用が十分に進んでいない学校や学級に対して、その課題に応じた重点的な指導を行います。

【具体的な取組】

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実と各学校の取組事例を収集、共有
- ② 教科等横断的な視点に立った探究的な学びに関する取組事例の収集、共有
- ③ 教員主導から学習者 (児童生徒) 主体の授業への転換
- ④ 教育データ (スタディログ) の利用検証と共有

(3) 児童生徒の多様なニーズへの対応

不登校、病気療養、障害（しょうがい）、日本語指導を要すること、あるいは特定分野に特異な才能を有することなどにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、さらには個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供など、多様な学びの機会の提供等に、ICT の持つ特性を最大限活用した教育を展開します。

特に不登校児童生徒には、ICT を活用して学習機会の確保や学校とのつながりの継続のため、オンライン学習の教材を利用した学習支援等に取り組みます。

また、特別支援教育においては、障害に起因する学習上または生活上の困難さを有する児童生徒が障害の程度や特性に応じて、1人1台端末を活用して学習支援ツールや教育コンテンツを有効活用した効果的な学習に取り組みます。

【具体的な取組】

- ① タブレット端末からオンラインでの相談ができる体制の検討、構築
- ② タブレット端末による学級集団調査の実施及び結果分析によるいじめ・自殺・不登校等の未然防止・早期把握・早期対応
- ③ 不登校、病気療養、障害、日本語指導が必要な児童生徒、特異な才能を持つ児童生徒への指導におけるタブレット端末を活用した指導事例の収集・共有
- ④ 別室登校におけるオンライン授業の実施
- ⑤ 院内学級が設置された場合、長期入院する児童生徒に対して ICT 機器を活用した学習保障

(4) 情報モラル教育の充実

児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用するための指導は、学校教育の情報化の基盤ともいえます。そのため、情報モラルも含めた情報活用能力を各教科等の指導の中で育成するとともに、子供たちに ICT 端末の適切な扱い方や使用のルールを指導し、保護者等とも共通理解を図るよう取り組みます。

【具体的な取組】

- ① 情報モラル教育に関する指導計画を策定し、計画に基づいた定期的な情報モラル教育を実施
- ② 保護者向けの情報モラル講演会（講習会）の実施
- ③ 教員向けの情報モラル研修の実施

(5) 学びの保障

感染症や災害等の学校教育への影響が避けられない状況にあっても、教員が対面授業とオンライン指導を組み合わせたハイブリッドの指導を行うことで、学びの継続を担保するよう、普段

から非常時における対応の備えておきます。

【具体的な取組】

- ① 学校・学年・学級閉鎖時等の緊急時における対面、オンラインを組み合わせた授業による学習保障
- ② オンデマンド教材の配信に向けた研究、実施

(6) カリキュラム・マネジメントの充実

カリキュラム・マネジメントとは、各学校において、

- ① 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、
 - ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、
 - ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること
- などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。

これを実現するためには、ICT の活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるため、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、全ての教師が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みます。

また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにも ICT の活用を推進します。

【具体的な取組】

- ① 各学校にカリキュラムモデルを提示し、カリキュラム・マネジメントを各校に普及

(7) ICT 活用における健康面への配慮

児童生徒が授業のみならず、家庭等でも日常的に ICT 端末を活用した学習をする機会が増えていくと考えられることから、視力をはじめ、ICT 機器を使用することによる児童生徒の健康面への影響について配慮することが必要です。

【具体的な取組】

- ① ICT 機器の利用と健康に関する実態を把握
- ② タブレット端末等の ICT 機器の使用ルール（学校・家庭）の作成及び普及啓発（児童生徒の健康面に配慮した上で、児童生徒が個々の必要に応じて端末を使えるように指導）
- ③ 保護者に向けて、ICT 活用における健康啓発の実施

2 基本方針2 教員の ICT 活用指導力の向上

ICTが積極的に活用されるためには、あらゆる教員がICTを活用して指導する力を身に付けられるようにする取組が重要であり、教育委員会において実施されている研修の充実や支援体制の強化が必要です。

そのためには、教員のICT活用指導力のチェックリスト等による現状把握と分析のもと、研修の計画と成果を公開しながら、ICT活用を前提とした授業づくりやプログラミング教育等の研修を実施、教員のICT活用指導力を育成します。

【具体的な取組】

- ① 教員のICT活用指導力チェックリスト等による現状・個別の事態把握、分析
- ② ICT支援員又は指導主事等を活用（派遣）した校内研修、個別指導をはじめとする重点的な助言の強化
- ③ 担当指導主事のICT教育に関する助言力の向上
- ④ 教員のICT活用に関する問い合わせ窓口の明確化と周知
- ⑤ 授業改善を目的とした校内研修の充実
- ⑥ 関係者間における新しい時代の学びに関する情報共有

3 基本方針3 ICTを活用するための環境の整備

全ての児童生徒が、学校におけるICTの活用を「当たり前」で「日常的」なものとし、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICTの恵沢を享受できるよう、学校の教育環境を整備することが重要です。

【具体的な取組】

- ① 端末利用状況等に伴う通信環境の確認
- ② 必要に応じて、通信回線、通信機器の増強
- ③ 教育現場における学習者や教員の日々の学習や実践の改善に資する教育データ利活用について研究を進め、成果を共有

4 基本方針4 ICT推進体制の整備と校務の改善

(1) 校長のリーダーシップ

校長がリーダーシップを発揮している学校ほど、ICTの活用が進んでいます。教育委員会や管理職が責任をもって教員を支援する体制を築き、チームとしてGIGAスクール構想を推進することが重要である。

【具体的な取組】

- ① 学校管理職（校長・教頭）を対象としたICT教育の推進に係る総合的な研修を実施
- ② 学校管理職が自校の教員のICT活用状況を把握し、宝塚市教育情報化推進本部に実情と改善策を報告

(2) ICT 推進体制の再構築

教育委員会では、教育の情報化を推進するため、本計画に基づき、全市的な環境整備等に取り組むとともに、学校の情報化を着実に進めるため、教育長、部長、次長、担当校長等で構成する「宝塚市教育情報化推進本部」を学期ごとに開催します。この推進本部会議において、各部署との連携を図り、教育の情報化における取組等について検討を進めるとともに、本計画に掲げた取組事項や各学校での取組状況等の進行管理を徹底します。

また、学校では、それぞれの状況に応じて、本計画を学校運営に取り入れ、各教科等での学習活動に取り組めます。また、校長が ICT の責任者として教育の情報化を推進するための校務分掌の組織化などの校内情報化推進体制の構築など、校内の教員へ情報化の必要性の理解を広げます。

【具体的な取組】

- ① 宝塚市教育情報化推進本部を定期的（学期に1回）に開催し、本計画における各学校の進捗状況を把握し、必要な措置を講じる
- ② 推進本部により、先進的な学校や取組が遅れている学校を視察し、必要に応じて助言

(3) 教員の働き方改革

教師の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現するためにも、ICTの活用は極めて大きな役割を果たし得るものである。各種調査や事務のデジタル化などにより、教職員を雑務から解放し、多忙感を軽減させるという視点も重要です。

【具体的な取組】

- ① 学校と家庭の連絡機能の構築
- ② 令和6年度の校務支援システムの更新に合わせて実効性のある働き方改革を推進

第3節 計画の進行管理

本計画における4つの基本方針の進捗と成果を測るため、以下のとおり評価指標と本計画の最終年度の評価指標を設定します。その上で、この4つの基本方針に係る施策の方向性を踏まえ、具体的に取り組むべき年次の行動計画を策定します。

さらに、教育の情報化の推進は、行動計画に掲げた取組を確実に実施することが求められていることや、学期に1回は進捗確認するためにも「宝塚市教育情報化推進本部」を開催し、適切な進行管理に努めます。

また、国の動向やICT環境を取り巻く変化等による新たな課題等にも対応できるよう、柔軟に行動計画等に反映させながら、計画の着実な推進を図り、その都度、最適な教育の情報化が実施されるよう努めていきます。

教員の自己スキルチェックの項目

【ステップ0】授業・校務で ICT を使うための基本操作が自分でできる

- ① 教員用タブレット端末に Microsoft365のアカウントを使ってログインし、アプリを起動することができる。
- ② 教員用タブレット端末を教室のプロジェクターや大型テレビに接続し、端末の画面を表示することができる。
- ③ 教員用タブレット端末で Microsoft365の文書作成アプリ（Word）を用いて、文字やフォントやサイズの決定、レイアウトの設定などを行い、文字を入力して簡単な文書を作成できる。
- ④ 教員用タブレット端末で Microsoft365の表計算アプリ（Excel）を用いて、データ入力やセルの設定など、簡単な表（名簿やテストの得点の一覧表など）を作成できる。
- ⑤ Microsoft365のプレゼンテーションアプリ（PowerPoint）を用いて作成された説明用資料（スライド）を開いて、スライドショーで説明したり、さらに説明しやすくなるように修正を加えることができる。

【ステップ1】授業で ICT を活用するための基本的なスキルを身につける

- ① カメラ機能を利用し、写真を撮ったり教科書の二次元コードを読み取らせることができる
- ② ワークシートや資料や授業支援ツール（オクリンク・SKYMENU-Cloud・Teams）を使って配布することができる
- ③ 児童生徒自身が授業支援ツールを使って提出させ、全体に提示することができる
- ④ プレゼンテーション機能を用いて、発表等の学習活動が展開できる
- ⑤ 授業支援ソフトの機能を使って、分かりやすい授業を展開することができる
- ⑥ コメント機能・振り返り等の協働作業を使って、効果的な授業展開ができる（協働編集）

【ステップ2】授業で ICT を活用するための基本的なスキルを身につける（デジタルドリル）

- ① ドリルパークまたは、Teams の課題機能・Forms の使い方を説明できる
- ② ドリルパークまたは、Teams の課題機能・Forms でテスト機能を使うことができる
- ③ ドリルパークまたは、Teams の課題機能・Forms の学習履歴を確認し、個別学習の指導に活かすことができる
- ④ ドリルパークまたは、Teams の課題機能・Forms のコミュニケーション機能を使って、学習の意欲付けができる
- ⑤ ドリルパークまたは、Teams の課題機能・Forms を使って、他教科と関連した学習指導に役立てることができる

【ステップ3】授業・校務で ICT を効果的に活用するための汎用的なスキルを身につける

- ① Web 会議ツール (Teams) を用いた会議に参加したり、メンバーを招待して Web 会議を開催したりすることができる
- ② 教員用 PC 端末で、Teams や Classroom の機能を用いて、設定されたクラスのメンバーにメッセージを投稿したりして、連絡事項を伝えることができる。また、チャットの使い方を理解している
- ③ グループ学習で意見交換などをする際の、複数同時編集機能 (whiteboard など) の使い方を理解している
- ④ MicrosoftForms を用いて、アンケートや小テストを行うことができる
- ⑤ 教員用 PC 端末で、文書作成アプリを用いて、表計算ソフトに入力したデータを文書の指定した位置に差し込んで印刷することができる
- ⑥ 教員用 PC 端末で、表計算ソフトを用いて、複数回の考査粗点や小テストを合計し、順位をつけ、評価を記載することができる
- ⑦ 教員用 PC 端末で、プレゼンテーションアプリを用いて、挿入したテキストボックスや写真・イラストなどにアニメーションを設定して、説明用資料 (スライド) を印象的なものにすることができる

宝塚市 GIGA スクール推進計画の主な改正点について

第2次	第1次
<u>○教育情報化における基本的な考え方</u> 1 個別最適な学びと協働的な学びの充実による児童生徒の資質・能力の向上 2 教職員の指導力の向上 3 ICT の環境整備 4 学校における働き方改革と組織・体制 <u>○教育情報化の課題</u> (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 (2) 児童生徒の多様性に応じた教育機会の充実 (3) 情報モラル教育の充実（デジタルシチズンシップ） (4) 教員サポート体制の充実 (5) デジタル化による校務の効率化 (6) ICT 教育推進体制の再構築 (7) ICT 環境の整備 <u>○学校教育の情報化を推進する4つの基本方針方針を定めることとします。</u> Ⅰ 基本方針Ⅰ ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成 (1) 情報活用能力の育成 (2) 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善 (3) 児童生徒の多様なニーズへの対応 (4) 情報モラル教育の充実 (5) 学びの保障 (6) カリキュラム・マネジメントの充実 (7) ICT 活用における健康面への配慮	<u>○市がめざす教育の情報化の方向性 ～方向性の3つの視点～</u> 1. 市の重点施策「ICT 環境を活用した教育を展開します」に向けて 2. 方向性の3つの視点 ①新しい学びの構築 ②個々に応じたきめ細やかな教育 ③ICT 活用の加速化 3. 各施策実施後の姿 <u>○これからの教育の情報化の実現に向けた課題</u> 1. ICT を活用した「学び」の充実 2. ICT 環境の整備 3. 教員の ICT 活用指導力の向上 4. 校務事務の効率化 5. 情報セキュリティ等 <u>○取り組みの基本方針 ～教育の情報化推進に向けた3つの柱～</u> 基本方針Ⅰ ICT による新たな学びの実現 基本方針Ⅱ 学校における ICT 活用の促進 基本方針Ⅲ 教員の ICT 活用による指導力の向上

2 基本方針2 教員の ICT 活用指導力の向上 3 基本方針3 ICT を活用するための環境の整備 4 基本方針4 ICT 推進体制の整備と校務の改善 (1) 校長のリーダーシップ (2) ICT 推進体制の再構築 (3) 教員の働き方改革	
--	--